

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法による新設の届出があつた件 二〇六
- 計量器の定期検査を実施する件 二〇七
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二〇八
- 保安林の指定を解除する予定である旨通知があつた件 二〇九
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があつた件 二一〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 二一一
- 一般競争入札を行う件 二一五

告 示

福島県告示第三百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があつた。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成三十年四月三日から同年八月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年四月三日

- 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイユーエイト喜多方店 福島県喜多方市字台三五五七番一ほか
 - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アラジンホールディングス
代表者の氏名 代表取締役 吉村 徳太郎
住所 福島県郡山市島二丁目三二番二四号
大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社ダイユーエイト
代表者の氏名 代表取締役 浅倉 俊一
住所 福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
大規模小売店舗の新設をする日
平成三十年十一月二十日
- 二 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
四千五百七十七平方メートル
- 三 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 四 駐車場の位置及び収容台数
- 五 駐輪場の位置及び収容台数
- 六 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
- 七 別紙図面は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

(商業まちづくり課)

福島県告示第三百十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
二本松市	非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第329号)第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり	五月八日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	旭住民センター
		同 午後一時三〇分から 午後三時まで	新殿住民センター
		五月九日 午前一〇時から 午前一一時三〇分まで	二本松市岩代支所
		五月一〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	東和文化センター
		五月一五日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	二本松市安達支所
		五月一六日 午前一〇時から	同

右に掲げる市	本宮市	安達郡大玉村					
右の特定計量器で、右							
六月一日から六月二九	五月三〇日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	同 午後一時三〇分から 午後三時まで	五月二九日 午前一〇時三〇分 午前一一時三〇分 まで	五月二四日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二三日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	五月二二日 午前一〇時から 午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで	午前一二時まで 午後一時から 午後三時まで
福島県計量検定	本宮市役所	本宮市役所白沢総合支所	大玉村役場分庁舎	同	同	二本松市役所	

村	の検査を受けなかったもの	日まで（火曜日、木曜日、土曜日及び日曜日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	所
---	--------------	---	---

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所で実施する検査

検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日
二本松市、本宮市及び安達郡大玉村	非自動はかり、分銅及びおもり	一月一日から二月二日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（計量検定所）

福島県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、会津大川土地改良区から平成三十年三月二十三日付けで申請のあった定款の変更について、同月二十七日認可した。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄
（農村計画課）

福島県告示第三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

- 二一 解除予定保安林の所在場所
岩瀬郡天栄村（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び天栄村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡鮫川村大字赤坂西野字中野町五二の二
 - 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 東白川郡鮫川村大字富田字八斗時一二一の二
- 保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字赤坂西野字前折戸一三三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第

二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字渡瀬字田野上一六二の二

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字西山字発地岡一六八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。

(森林保全課)

福島県告示第三百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東白川郡鮫川村大字赤坂西野字前折戸一三四、一三六

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字三郷字早坂五九〇八の八五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字川桁字丸山五六五、五六七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができない立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字三郷字榎窪山六五六一、六五六二、六五六六、六五六七、六五六八の一、六五六八の二、六五六九から六五七八まで、六五七九の一から六五七九

の二四まで、六五七九の三二から六五七九の三六まで、六五八〇の一、六五八〇の二、六五八一から六五八三まで、六五八五、六五八七、六五八八の一、六五八八の二、六五八九、六五九〇

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

耶麻郡猪苗代町大字三郷字榎窪山六五九九の二、六六〇〇から六六〇二まで、六六〇四、六六〇五の一、六六〇五の二、六六〇六の二、六六〇七の二、字前志多山六四九七、六五三七の二、六五四一、六五四二、六五四六の一、六五四六の二、六五四七、六五四八

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができ立木は、猪苗代町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保

全課及び猪苗代町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬郡飯館村飯樋字西原五二四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字風兼一九(次の図に示す部分に限る。)

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第三百三十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

相馬郡飯館村飯樋字西原五二四

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西原五二四（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、飯館村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び飯館村役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
齋藤寅次郎 渡部一二三 眞壁孝文 大八木孝秀 渡部喜代馬
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第七十二号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を会津坂下町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
山内良随 伊藤由美 大徳寺 遠藤安徳 大島正盛
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第七十八号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部光雄 小澤繁八 川島榮子 大塚勇次 神田康二 三浦元 大倉菊次 三浦順八 遠藤倉八 若菜綱男 大塚長太 穴沢熊三 渡部常八 小沢忠次郎 小沢米八 佐藤豊記 加藤作治郎 大塚栄吉 小沢小平 三浦ヒロノ 佐藤鐵次郎 小沢リウ 小林茂 佐藤定市 三浦清志 若菜爲彦 永井巳之八 大竹武志 小沢久吉 富山豊八 神田喜代八 神田四郎 若菜政八 三浦恒一郎 渡部清 小沢定吉 大塚勇四郎 渡部通 穴澤惣次郎 加藤忠則 佐藤貞 小澤幾八 神田直喜 永井一十四 渡部巳之八 小澤金藏 上野一 小沢次三郎 小沢幾次郎 遠藤ミ子 小澤トヨ 佐藤貞 神田直記 小澤治三郎 渡部巳之八 三浦ハチ 穴沢與志次郎 神田善次郎 神田與之介 渡部惣藏 若菜四八 永井幸市 小澤次三郎 小澤幾次郎 富山豊八 神田市太 佐藤駒吉 有限責任岩月信用購買販売組合
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成三十年福島県告示第...

- 七十九号) によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
原米喜
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第百八十号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
佐藤好美 佐藤マサ 江口吉英 武藤素吉 武藤保 花見花央 片桐庄吉 戸田康彦 木村市三郎
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第百八十二号)によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部安夫 渡部富夫 渡部勇
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成三十年福島県告示第百八十三号)によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第三百三十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
夏井忠兵衛 小沢千代吉 夏井宗八
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第八十四号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を喜多方市役所及び猪苗代町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
原正一 武川孝志 竹田万吉 上野文太 上野正喜 唐橋幸馬 上野轉士 上野豊男 高橋義美 山口伝 耶麻郡猪苗代町吾妻地区財産区
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（平成三十年福島県告示第百十三号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第三百三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第百

八十九条の規定により当該通知の内容を楢葉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成三十年四月三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
蛭田房子 松本哲男 早川洋一
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である件（平成三十年福島県告示第百十五号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

公 告

公告第75号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成30年4月3日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量 Microsoft Office Standard 2016ライセンス 6,336本

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 平成30年6月29日（金）

(4) 納入場所 福島県企画調整部情報政策課（福島市中町8番2号自治会館6階）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。

(3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限措置を受けていないこと。

(4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成30年4月27日（金）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、平成30年4月27日（金）午後5時までに必着とする。

郵便番号960-8043 福島県福島市中町8番2号

福島県企画調整部情報統計総室情報政策課

電話024-521-7135

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成30年4月3日（火）から同月27日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本工業規格A列4番の大きさの用紙10枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで平成30年4月20日（金）午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 平成30年4月16日（月）午後1時30分 福島県庁西庁舎12階情報多目的ルームB

(3) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年5月14日（月）午前10時 福島県自治会館3階特別会議室（福島県福島市中町8番2号）（郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月11日（金）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に

関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : License purchase Microsoft Office Standard 2016 6,336 licenses
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:00 a.m., 14 May 2018
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 11 May 2018
- (4) Contact point for the notice : Information Policy Division, Information and Statistics Section, Planning and Coordination Department, Fukushima Prefectural Government, 8-2 Naka-machi, Fukushima-shi, Fukushima 960-8043 Japan TEL024-521-7135

(情報政策課)